

## 議事日程第3号

令和7年12月10日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（5番～7番）

日程第3 議案の委員会付託 1件

議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について

---

### 出席議員（11名）

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 議長 高山由行  | 2番 広川大介  | 3番 山田徹    |
| 5番 可児さとみ | 6番 鈴木秀和  | 7番 清水亮太   |
| 8番 奥村悟   | 9番 伏屋光幸  | 10番 大沢まり子 |
| 11番 岡本隆子 | 12番 谷口鈴男 |           |

### 欠席議員（なし）

### 欠員（1名）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 町長 渡辺幸伸            | 副町長 筒井幹次             |
| 教育長 奥村恒也           | 総務部長兼<br>庁舎整備室長 山田敏寛 |
| 企画部長 岡本拓           | 民生部長 中村治彦            |
| 建設部長 早川均           | 教育参事兼<br>学校教育課長 高木雅春 |
| 総務課長 土谷浩輝          | 企画課長 荻曾弘太郎           |
| まちづくり課長 栗谷本真       | 税務課長 丸山浩史            |
| 住民環境課長 金子文仁        | 保険長寿課長 日比野克彦         |
| 福祉子ども課長 繁瀬泰浩       | 農林課長 大久保嘉博           |
| 上下水道課長 木村公彦        | 建設課長 古川孝             |
| 亜炭鉱廃坑<br>対策室長 有国敦夫 | 会計管理者 塚本政文           |
| 生涯学習課長 渡辺一直        |                      |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　日比野　浩　士

議会事務局記　　井　上　美佐子

### 開議の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さん、10番 大沢まり子さんの議席をそれぞれに移動しますので御了承ください。

また、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 伏屋光幸さん、10番 大沢まり子さんの2名を指名いたします。

---

### 一般質問

議長（高山由行さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

2番 広川大介さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

2番（広川大介さん）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今回は大項目2点を一問一答方式にて質問させていただきます。

まず1つ目、アンコンシャス・バイアスについて、町の理解を確認させていただきたいと思います。

アンコンシャス・バイアスとは無意識の思い込みと訳され、自覚のないまま抱えてしまう偏

った価値観や固定観念のことです。

御嵩町は、令和7年3月に施行された第5次男女共同参画プランの中で、このアンコンシャス・バイアスについて触れ、幾つかの事例を紹介しています。

例えば、共働きでも男性は仕事を優先すべきだ、デート代は男性が払うべきだ、育児中の女性には重要な仕事を任せにくい、女性は感情的になりやすい、女の子はピンクが好き、男の子は泣かないほうがよいといった性別にまつわる固定観念です。

私からすれば時代錯誤な内容ばかりですが、残念ながらこうした考え方はいまだに社会に根強く残っていることは認識しています。男女共同参画プランでは、こうした思い込みに気づかないままでいると、自分自身や周囲の人の可能性を奪い、誰かを傷つけてしまう危険性があるため、普通はこうだ、こうあるべきだという押しつけに注意しましょうと述べています。

御嵩町においては、アンコンシャス・バイアスという言葉が男女共同参画プラン上で出てきているので、今挙げた事例のように性差別の文脈における問題として見えてしまっていますが、アンコンシャス・バイアスは性差別に限った問題では決してありません。

アンコンシャス・バイアスは、性別、年齢、地位、家庭環境、経済状況、組織内の上下関係、地域文化など、あらゆる場面で発生します。そして、それら全てが家庭や組織、地域社会の不合理を生み出す根源となると考えられています。だからこそ、男女共同参画プランというものを策定して、アンコンシャス・バイアスについて啓蒙することで、その問題の根源を絶つてこうと取り組み始めているのだと思います。ただ、前回の一般質問で伺った扱い手に対する対応などを見ていると、町がこの本質を十分に理解しているとは言い難いように感じています。

例えば、扱い手の方が職員に対して役を辞めたいとを表明したとします。そのとき、職員はその方に対して何と言うでしょうか。後任にどなたかよい人いませんかと言っていないでしょうか。この会話自体、一見すると普通の会話、問題のない会話のように感じます。ただ、この言葉をアンコンシャス・バイアスの観点で読み解くと、辞めるときは自ら後任を探すべきだという無意識の押しつけとして伝わり得るということなのです。

そんなつもりで言っていないと言うかもしれません。しかし、アンコンシャス・バイアスは言った側の意図とは無関係に受け取る側に影響を及ぼしてしまうものですから、そんなつもりではなかったは理由になりません。意図せずともそう受け取られてしまったのなら、言う側のアンコンシャス・バイアスについての意識が低かったということにほかならないのです。

また、町主催の会議の中でも、女性は年長男性に強く反論しないものだ、年長男性の強い物言いは仕方がないといった無意識の思い込みが働いているように見受けられます。

実際に、意見を述べた女性に対して、高齢男性が威圧的な発言をしたにもかかわらず、職員がそれを制止しなかった事例があったことは、前回の一般質問で述べたとおりですが、強調し

たいのは、暴言や高圧的態度を取る年長者、地位のある人に対して忖度して注意しないこと。そして、面倒だからとスルーしてしまう姿勢こそが、アンコンシャス・バイアスの温床になるということです。こうした対応は、年長者の横暴は許される、女性は反論しないものだ、弱い立場の人は声を上げるべきではないという価値観を再生産します。行政自らがバイアスの維持者になってしまう危険性があるのです。男女共同参画プランでアンコンシャス・バイアスの解消を訴え、町民のお手本となり、よりよい未来のための牽引役となるべき町がこの状態でよいのでしょうか。

そこで1点伺います。

副町長は、役場内におけるアンコンシャス・バイアスへの理解状況をどのように評価しているでしょうか。

また、第5次男女共同参画プランの中には、子供向けにアンコンシャス・バイアスを説明するページがありますが、私はここにも疑問を感じています。子供はアンコンシャス・バイアスの加害者ではなく、被害者だからです。大人の固定観念によって不利益を受ける立場にあります。にもかかわらず、子供に対してアンコンシャス・バイアスとはこういうものだと教えるのは責任のベクトルが逆です。これは、痴漢被害を受けた女性に対して、その服装が悪いと指導するのと同じ構造だと思うのですが、いかがでしょうか。

本来、アンコンシャス・バイアスを学ぶべきは、それを無意識に再生産してしまう側である年長者や課長、そして上長である管理職です。今、この議場にいらっしゃる課長以上の執行部の皆さんがしっかりと学んで腹に落とさない限り、アンコンシャス・バイアスの解消など望めないですし、町民を啓発していくことなんてできないと思うのです。

そこで質問します。

管理職に対して、アンコンシャス・バイアスに関する研修、ワークショップ等を導入し、組織として理解を深める取組が必要だと考えますが、町としてどのようにお考えでしょうか。

以上が1つ目の質問です。御答弁よろしくお願ひいたします。

**議長（高山由行さん）**

執行部の答弁を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

**副町長（筒井幹次さん）**

おはようございます。

今回、広川議員からアンコンシャス・バイアスの理解について、大きく2点御質問をいただきました。町職員全体にわたる意識や取組についての御質問ですので、統括をする私のほうから御答弁をさせていただきます。

それでは、御質問の1点目、役場内におけるアンコンシャス・バイアスへの理解状況をどのように評価しているかについてお答えをいたします。

アンコンシャス・バイアスとは、無意識のうちに抱く偏った価値観や固定観念であり、御指摘のとおり、それが人の判断や行動に影響を及ぼすことで、多様な場面で不合理や不平等を生み出す根本的な課題であると認識をしております。一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所の指摘にもあるように、アンコンシャス・バイアスは、本人の意図を超えて影響を及ぼすため、仕事や私生活を問わず、あらゆる場面で無意識の押しつけや付度が起きることがあります。

御嵩町の第5次男女共同参画プランにおいても、性別に関する固定観念の具体例を示し、その問題の認識と解消に取り組んでおりますが、議員御指摘のとおり、アンコンシャス・バイアスは性別に関することに限らず、年齢や家庭環境、組織の上下関係など多岐にわたって発生するものと捉えております。

御質問の中の、役職の後任に関する事例のように、後任にどなたかいい人いませんかという趣旨の言葉は、役場に関する組織に限らず、昔からあらゆる場面において発せられてきたものであると思っております。私自身も、自分や子供が属する組織など様々な場面で自分が発したことも受けたこともあります。

議員の御指摘のように、これらが辞めるときは自ら後任を探すべきだという無意識の押しつけとして伝わり得るということは、言った側の意図に反して受け取られる可能性は十分にあります。一方で、発した側の思いは、実際、後任は自分で探してねなのか、純粋に誰かいい人を御存じなら教えてもらいませんかなのか、その判断は難しいところです。仮に純粋に誰かいい人を御存じなら教えてもらいませんかであった場合、その伝え方には配慮や工夫が必要になるということです。

前回の御嵩町議会第3回定例会での広川議員からの御質問に対する答弁の中でも触れておりますが、一般的に人権侵害の判断は受け手側の要素が強いため、一律の基準で判断することは難しいとされており、明確な暴言には当たらない無意識な思い込みの中での発言であれば、なおさらその判断は難しいものとなります。これら判断の難しさからも、現状役場内のアンコンシャス・バイアスの理解状況として、全ての職員が同一の知識や認識を持って職務に当たっているという状況には達していないものと考えております。

次に、御質問の2点目、管理職に対するアンコンシャス・バイアスに関する研修の導入についてどう考えるかについてお答えを差し上げます。

まず、御質問の中の子供に対する影響について、議員からの御指摘のとおり、子供たちは情報の大半を周辺の大人から得ており、その情報に大きく影響されます。さらには、子供たちは先入観がない中で、友人、メディアなどから多種多様な影響を受けながら成長をします。こう

した中で、無意識の偏見は、本人が自覚しコントロールすることが難しく、社会全体で根絶していくことも容易なことではありません。そのため、子供自身がそれを理解し、自他の多様性を尊重する意識を育んでいくことが重要であると考えております。

昨年度、伏見小学校では、4から6年生の児童と保護者を対象に、アンコンシャス・バイアスの授業を実施いたしました。この授業では、先ほど質問の中にもありましたけれども、「アンコンシャス・バイアスってなあに」「自分の中にあるアンコンシャス・バイアスに気づく大切さ」という大きく2つのことを学び、児童・保護者にとって気づきや意識づけを促す貴重な機会となりました。

今回は、年長者や課長以上の管理職こそ学ぶべきとの御指摘であると思いますが、年長者や管理職のほうが無意識な偏見が多いというバイアスもかけることなく、全職員でアンコンシャス・バイアスについて理解や意識を高められる取組を行ってまいります。

現状といたしましては、毎年メンタルヘルス・ハラスマント研修を行っており、全職員が数年に1度の間隔で受講できるよう進めておりますが、今後はこの研修にアンコンシャス・バイアスの内容も取り入れるなどの取組をしていく所存です。

他方で、一般企業などにおいても、職場内では法令や規則、あるいは経験上の知識などにより、部下への指示あるいは指導が必要となってまいります。これは当然、思い込みによるこうあるべきということとは別物になります。上司・部下の関係では、こういうことが間違った認識とならないような意識づけも必要になると考えております。

最後に、人が無意識に発する言葉をアンコンシャス・バイアスに照らし改善していくことは、一朝一夕に進められるものではありませんが、今回この御質問をいただいたことで、私自身、改めて過去の自分を振り返り、気づきや反省のきっかけとなりました。ある意味曖昧で明確な判断の難しいアンコンシャス・バイアスという問題に対し、今回のような気づきや反省の機会を個人個人が重要なこととして捉え、町職員はもとより町民全体で意識を高め、経験や事例の中で学び合いながら、社会全体で解消されていくことを願っております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

大変真摯に受け止めていただきありがとうございます。どうもありがとうございます。年長者というか上長のほうがアンコンシャス・バイアスが強いんじゃないかみたいな思い込みというのは、それが言いたいわけではなくて、やっぱり上から改善していかないと下に絶対

に浸透していかないと思うので、これは本当に、トップダウンというわけじゃないんですけど、執行部側から理解を深めていく必要が絶対にあるかなと思います。トップ側が部下の方たちに研修行ってこいでは絶対に改善しないものだと思いますので、その辺だけ御理解いただければいいなと思っています。

再質問はありません。ありがとうございます。

では、2問目の質問に入りたいと思います。

2つ目、特産品創出支援の在り方について伺います。

御嵩町には、観光客の来訪の動機となるような強い特産品がありません。みたけのええもんとして、生産者支援や認知向上の取組はありますが、それが来訪の直接的な動機になるかというと、まだまだ遠い目標だと思っています。

私は、行政が行うべき支援の方向性を根本から見直す必要があると考えています。私はマーケティングコンサルタントとして民間企業のお手伝いをする際には、市場ニーズに合わせて商品サービスを設計していくマーケットインのアプローチを基本路線としています。そのほうがリスクが低く、成果を出しやすいからです。

さて、このマーケットインの対義語としてプロダクトアウトという言葉があります。プロダクトアウトとは、需要ありきではなく、つくり手のアイデア、技術、思いなどから新しい価値を生み出そうとする考え方です。私は、行政が担うべき特産品創出の支援においては、マーケットインではなく、町民のプロダクトアウトを支援すべきだと考えているのです。

その土地への来訪動機となるような強い特産品は、市場調査から生まれるものではなく、地域に住む人々が持つ独自性、価値観、文化、素材、こだわり等から生まれるものだと思うのです。例えば、キムチ作りが得意なおばあちゃんのキムチを販売したら評判になるかもしれません。御嵩の大豆・中鉄砲で納豆を作りたいという人がいるかもしれません。しかし、これを民間の力だけで実現しようとすると、資金調達、製造場所、販売場所、許認可、マーケティング、あまりにも多くのリスクを個人が背負わなければならず、挑戦自体が現実味を失ってしまいます。そこで、そのリスクを町が担保してくれたらどうでしょうか。

具体的には、町民が商品製造・販売に使うことのできるキッチンブース、販売ブースなどを町が用意するということです。それが御嵩の駅前、願興寺近隣などにあったらどうでしょう。例えば、3坪程度のキッチン・販売ブースが5店舗、長屋のように並んだスペースがあったらどうでしょうか。そこで、町民が自由な発想で作ったものを低リスクで販売できたら楽しいではないでしょうか。

私は低リスクでテストマーケティングを行える場を用意してあげることこそが、公共が行うべき特産品創出の支援の在り方だと思うのです。例えば、そのブースを使えるのは6か月間の

み。6か月間やってみて、売れたら独自で店舗を構える支援をする。残念ながら売れなかつたとしても、チャレンジしたい人が負うリスクはほぼゼロ。これなら町民が楽しくチャレンジできるし、楽しさや社会性の高さ、取組の目新しさから外部への露出も広がる可能性があります。

また、隣の○○さんがケーキを売り始めたとなって、ちょっと買いに行ってみようよとか、何かおいしそうなものがないかな、取りあえず行ってみるかと、町民にとっても新たなコミュニケーションが自然と生まれるような楽しい場所になると思いませんか。

町は、町の経済発展について民間の力に頼っている部分が強いと思いますが、そもそも個人がリスクなくチャレンジできるような仕組みづくりは公共にしかできません。ぜひここを請け負ってほしいのです。自由な発想で、得意なもの、家族や知り合いに褒められるような手作りのものをリスクなく販売できる、テストマーケティングできる機会を町民につくってあげてくれませんか。このタイミングで箱物をと引かれるかもしれません、3坪程度のキッチンとカウンターを備えたブースの5個や10個程度なら、御嵩駅近隣の古民家などでも実現できるのではないかでしょうか。

今回、この質問に先立ち、私は静岡市のとある民間企業がやっているレンタルキッチンを視察してきました。そこは自社商品が売れてできた余裕資金で地元に貢献したいという思いで、地元の方がテストマーケティングや食品の製造に使えるレンタルキッチンを造り、貸し出しています。食品の製造販売ができるよう、保健所の許可も得ています。すばらしい取組だと思いますが、民間企業がやっている取組ですから、当然賃料が発生します。テストマーケティング時期に賃料を支払い続けることは難しいです。失敗したら借金だけが残るかもしれません。ですから、やっぱり利用者が少ないので、そうなると負のスパイラルとなり、賃料を上げざるを得なくなってきたいるそうです。

このように民間の力だけでは限界があり、十分な活性化にはつながりにくいのです。特産品を創出したいなら、その挑戦の場づくりとリスクの軽減こそが行政の役割だと私は考えます。投資を必要とする政策となりますので、町長に質問します。

町長は、町が町民のプロダクトアウトを支援することについてどのようにお考えでしょうか。また、その実現のために例として挙げた一定期間テストマーケティングに活用できるブースを整備することについてお考えを伺います。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

**議長（高山由行さん）**

執行部の答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

おはようございます。

それでは、町民の挑戦を支える特産品創出支援の在り方について、町民のプロダクトアウトを支援することに対する考え方と、テストマーケティングの機会創出に対する考え方の2点、御質問いただきましたので、私から併せてお答えをしたいと思います。

本町への来訪動機となるような、御嵩町ならではの特産品を生み育てるには、地域の独自性や作り手となる町民自身のアイデアや思い、こだわりを最優先に、新しい価値を生み出すプロダクトアウトの視点が非常に重要と認識をしております。

一方、議員御指摘のとおり、民間事業者や個人がプロダクトアウトの見地から商品化を目指す上では様々なリスクがあり、それを理由に挑戦を断念することもあり得ると考えられることから、民間事業者や個人が低リスクで挑戦できる環境を整備していくことは、町が担う重要な役割であると認識をしております。その上で、町が具体的な取組を進めるに当たっては、その取組をどれくらいの方が求めているのか、取組そのものに対する需要がどの程度あるのかを慎重に見極める必要があると思っております。十分な利用がなければ、期待した成果を上げられない懸念もございます。

そのため、まずは既存施設を活用し、町民が気軽に楽しく挑戦できる環境づくりについて検討したいと考えております。例えば、今後、指定管理者による管理に移行する予定の御嶽宿わいわい館の設備やスペースを活用し、小規模な試作品作りといった商品製造の場や、既に製造設備を持ち一定の生産能力のある方には試作品のテストマーケティングを行う場として、物販スペースの一部を一定期間提供することも一つの方法であるというふうに考えております。このような町の取組を、プロダクトアウトの見地から、商品開発に挑戦する民間事業者や個人にうまく活用していただければ、リスクを最小限に抑えながら、自らが作り出す商品がどれだけの需要を持つかを測定でき、今後の展開に向けたデータを得ることができます。

このように、まずは既存施設を活用し、柔軟で効率的な取組から始めたいと考えております。引き続き、町民の皆様と共に御嵩町らしい特産品創出を目指してまいりたいと思いますので、御理解と御支援のほどよろしく賜りますようお願い申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

大変前向きな御答弁と捉えました。ありがとうございます。

町長おっしゃるとおり、新しくその箱を造るというよりも、もちろん既存の施設をそういうふうに開放していくということでは十分だと思いますし、特産品を創出することというの

は、ある意味イノベーションを起こすレベルの話だと思うので、その支援の在り方というのは、今までの延長線上では決してあり得ないと思うんですね。それを支える町側が完全に今までになかったような新しい取組、新しい支援の形というのをつくって、それを大々的に発表していくという必要があると思っていますので、既存の施設を生かすというのは全然いいと思うんですけれども、町がこういうつもりでこういう施設を皆さんに開放するので、ぜひチャレンジしてくださいというような強いメッセージをするとともに、そういう取組って、近隣というか周りの自治体でやっているとあんまり聞いたことがないんですけども、当然社会性のすごく高い取組だと思うので、外部にも発信して、御嵩はこういうチャレンジを支えてくれる場所なんだという喜びというか誇りとかを町民に与えていただけたら、それもまたプラスになるかなと思います。

追加質問はございません。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（高山由行さん）**

これで、広川大介さん的一般質問を終わります。

続きまして、7番 清水亮太さん。

**7番（清水亮太さん）**

おはようございます。

ちょっとせきがひどいのでマスクをしたままやらせていただきます。このマスクも、何か潤いを中に閉じ込める秘密兵器なんですけど、まともにしゃべれるかどうかはちょっとやってみないと分からないので。

今回はまちのリスクマネジメントについて実例を用いて質問をいたします。

リスクマネジメントと聞けば、防災などが真っ先に思い浮かぶかと思いますが、その範囲は実に幅広いものです。リスクマネジメントは、様々なるリスクを特定し、影響を最小限に抑える活動と定義されます。どのようなリスクがどこに起こり得るのか、どの程度のものか、どのように抑えるか。そういう視点で物事を見ていくことが大切だと最近常々感じているため、このようなワードを引っ張り出して質問のテーマにさせていただきました。

1人の行動が組織全体の価値を傷つけるなど、重大な問題を引き起こすことがあります。飲食店のアルバイト店員が冷蔵庫の中に入った姿をSNSに投稿し、炎上騒ぎになるといった事例は複数件起きており、バイトテロという言葉で認知されております。こういった事例をモラルのない一部の人間の行為だと甘く見ていると、とんでもないことになります。企業側がデジタル端末の持込禁止や規律の教育、SNSで問題投稿がされた場合に、運営者に自動通知するサービスまで駆使してリスクマネジメントをしているようです。

さすがに御嵩町の職員にこのような質の低い行いをする人物はいないと思いますが、リスクとなる行動を取る職員がいたことも事実です。詳細は言えませんが、私自身が酒に酔っていたと思われるある課長から不快な言動を受けたため、副町長に11月6日にその旨を伝えさせていただきました。9月定例会、広川議員の一般質問からそれほど日がたっていない席だったこともあり、組織としてどのように考えるかですともお伝えしております。1人の行いが組織全体の不信を招かないよう、何らかのマネジメントが必要なケースであると暗にお伝えしたつもりです。

予防措置の網をかいくぐり、何らかの不都合が起こった際は、ダメージが大きくならないように対処することがマネジメントです。その後、特に当該課長からも副町長からも続報はありませんので、組織のリスクマネジメントとしては不足と言わざるを得ません。

広川議員の一般質問では、まちの未来を一緒につくり上げていくという観点に立ち、敬意と感謝の気持ちを忘れず、協働として共に歩んでいるという意識が大切であると理解をしている。明らかな人権侵害には、早期・即座に毅然とした態度で対応する。そのように副町長は答弁されました。本件が人権侵害であるかは捉え方次第ですが、受け取る側がどのように思うかを想像するのもリスクマネジメントだと思います。この件に対してどのように捉え、どのような対処を行いましたか。あるいは行いませんでしたか。時系列を含めて教えてください。また、職員の規律に対するリスクマネジメントとして、町としてどのようなことを行っていますか。

施策においてもリスクマネジメントを大切にするべきだと思います。様々な施策には希望と同時にリスクも存在しています。一つの例として、みたけファンクラブTake-Miについて取り上げます。

みたけファンクラブTake-Miは、まちづくり・関係人口の創出といったポジティブな事業であるため、リスクマネジメントという言葉は一見すると関係ない言葉に思えるかもしれません。しかしながら、リスクの特定は課題の発見及びその対策と同義と捉えられますし、町内外の方に直接発信されるツールであることからも、リスクマネジメントの重要性を認識して取り組まなければなりません。想定されるリスクから転じて、施策を伸ばしていくチャンスを見いだすこともあるかと思います。町のリスクマネジメントに対する考え方を確認するための一例として、みたけファンクラブTake-Miのリスクマネジメントをどのように考えているのか教えてください。

行政としてISO9001を取得した太田市は、極端な例ではありますが、どのような市町村であっても呼び方は違えど、施策に対して当たり前にリスクマネジメントを行っているかと思います。例として、みたけファンクラブTake-Miについてお尋ねしておりますが、そのほか町として施策に対するリスクマネジメントをどのような人員、形、流れで行っていますか。町

のマネジメントシステムについて教えてください。

4点質問いたします。

1点目、今回例示した職員のリスクある行動をどのように対処したのか、時系列を含めて教えてください。

2点目、職員の規律に対してどのようなリスクマネジメントを行っていますか。

3点目、リスクマネジメントの観点から、みたけファンクラブTake-Miをどのように捉え、運営されていますか。

4点目、施策に対するリスクマネジメントを誰がどのような形で行っていますか。マネジメントシステムが分かるように教えてください。

以上4点、御答弁をお願いいたします。

**議長（高山由行さん）**

執行部の答弁を求めます。

4点質問がありました。

1点目、副町長 筒井幹次さん。

**副町長（筒井幹次さん）**

それでは、清水議員からの町のリスクマネジメントについて、大きく4点御質問をいただきました。このうち1点目の御質問について、私からお答えを差し上げます。2点目から4点目の御質問については、後ほど総務部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問の1点目、職員のリスクある行動への対応はについてです。

御質問の中にありました事案につきましては、11月6日に清水議員からお話を伺いました。

議員からは、議員の立場を離れ、ボランティアとして参加している自分に対し、職員の立場での課長から不快な言動を受けたとのことでございました。その場で私からは、清水議員に対し不快な思いをさせたことに対しあわびをし、事実関係の確認と、必要に応じ指導を行う旨のお話を差し上げました。そして同日、私が当該職員に対し事実関係の確認をいたしました。当該職員からは、おおむね議員から御指摘のあった内容の発言をしたとの説明がありました。

しかし、清水議員の御認識とは異なる点として、その場面での清水議員は、御自分でも言っておられたとおり、まちづくりのボランティアの立場として参加をしておられ、また当該職員も議員と同じくまちづくりのボランティアとして飲食物の提供をしていたもので、その場面での清水議員と当該職員は共に職務を離れ、同じサイドに立つ、いわゆる仲間としての身分であったものと確認をいたしました。当該職員には、その場面において清水議員が不快な思いをされたと聞いていることは伝えましたが、私が副町長の立場として、当該職員に対し謝罪を指示する立場にはないものと判断をいたしました。したがいまして、本日の町政に対する一般質問

というこの場におきまして、この個別の事案についてこれ以上の回答は控えさせていただきます。

なお、2点目以降の御質問につきましては、この個別の案件とは切り離し、それぞれのリスクマネジメントの観点として総務部長から答弁を差し上げます。

**議長（高山由行さん）**

総務部長 山田敏寛さん。

**総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）**

私から、2点目の規律に対するリスクマネジメント、3点目のファンクラブのリスクマネジメント、4点目の施策に対するリスクマネジメントについてお答えいたします。

職員の規律に対してのリスクマネジメントとは、職員が法令、条例、服務規程に反しないよう、組織として未然防止、早期発見、的確対応、再発防止の仕組みであり、住民の信頼、公平・中立性、個人情報の保護などのためのものであると考えております。

規律や服務に関する町の例規としましては、職員に関するもの、会計年度任用職員に関するもの、各種委員に関するもの、あるいは議員、消防団員に関するものなど、50を超える規定がございます。さらに、補完する手引やマニュアルがあるものもございます。それらに基づき、規律のリスクマネジメントを行っております。

その一部になりますが、職員は、地方公務員法第31条の規定に基づく職員の服務の宣誓に関する条例、御嵩町職員服務規程により、入庁時には服務の宣誓を行うことに始まり、新規採用職員研修、接遇の研修を受けることにしております。また、御嵩町職員接遇基本マニュアルを作成し、全職員に周知しております。特に、大型連休や年末年始、あるいは各種選挙の前には、綱紀の厳正な保持について周知しております。

また、御嵩町職員人事考課実施規程により、規律を含めた勤務実績等の自己評価及び上司へのフィードバック面接を実施し、職務能力の向上などを図っております。

次に、3点目のみたけファンクラブTake-Mi事業のリスクマネジメントの御質問につきましては、4点目の施策に対するリスクマネジメントに包含されることになりますので、併せてお答えいたします。

施策を実施するには、リスクの整理や確認が必要です。一番大きなものは法令遵守のリスクになります。何かの法令に違反していれば実施することはできません。

次に、個人情報が漏えいするリスクです。例えば、清水議員が例として挙げられましたTake-Miでは、オンライン配信により誤送信などが起きれば登録者に多大な御迷惑をおかけすることになり、加えて町としても大きな信用失墜につながります。個人情報の適切な管理については、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める御嵩町個人情報保護法施行条例をは

じめ、関連する条例、規則などに従い適切に管理し、必要によって委員会などを経てリスクマネジメントをしております。

財政、予算のリスクもあります。事業執行予算が確保できなければ実施することができません。

また、企画内容のリスクもあります。Take-Miは登録者に様々な情報を発信いたしますが、受信者に過度な期待を抱かせたり、誤解を招いたりするような表現とならないよう、細心の注意を持って取り組んでおります。Take-Miに限らず、町政全般にわたり、こうした意識を常に持って臨むことは、公平性・中立性などの観点から不可欠であります。

これらを踏まえ、予算や条例等が議会の議決権となっているのもリスクマネジメントシステムの一環であると言えます。庁内で言えば、重要な施策は庁議において協議することになっておりまし、施策等の執行に当たっては、御嵩町事務決裁規程により決裁が必要であります。これもリスクマネジメントシステムの一環と認識しております。

また、職員にとってのリスクも多くあります。例えば、心や体へのリスクマネジメントとして、月の時間外勤務時間が40時間を超えた職員との面談による心身の確認、週休日勤務の場合の代休の推奨などを行っております。その他、イベントでの事故・けがなどのリスク、職員の交通安全のリスクなど、ありとあらゆるリスクが存在していると認識しております。

リスクマネジメントは重要であり、法令や手続などに添つておのずと行われているものが多い現状ではありますが、漫然となってリスク想定がおろそかにならないよう、各種施策を健全に推進してまいります。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

御答弁ありがとうございました。

まず1点目ですけど、ボランティア同士は関与しないよということに聞こえたんですけど、一応確認ですけど、町としては休日とか職務時間外の職員の生活を規制というか、規律までは関与しないよということを言ったということでよろしいですね。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

総務部長の答弁の中でもお答えをいたしましたが、職員には公私を問わず、町民から信頼されるよう、その言動には注意するようふだんから指導、周知をしているところでございます。

しかしながら、今回の事案につきましては、この場でお答えする性質のものではないと認識をしておりまして、このことについての言及ということには至らないということでございます。以上です。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

よく分からなかったんですけど、そこはいいです。

副町長御自身は接遇基本マニュアルの内容を理解されていますか。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

接遇基本マニュアルについては、町の内部で共有されているものであります、私がその一言一句について把握をしているというよりも、全体としてどうあるべきかということについて把握をしているというところでございます。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

おおむね内容は理解していると思われるんですけど、クレームの対応のところに何と書いてあるかということまでは御存じないということですね。

議長（高山由行さん）

清水議員、今の質問でよろしいか。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

御質問にお答えいたします。

日頃から親切な説明、丁寧な言葉遣いを心がけましょう。相手の求めていることを正確に把握し、要求に応じることができない場合も、法律で決まっているのでできませんと否定言葉は使わず、できない理由をソフトに正確に伝えましょうと書かれております。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

こうも書かれているんですよね。クレームを放置し、さらなるトラブルに発展することがないよう迅速な判断、対応を心がけます。

当該職員の方には速やかに対応されたと思うんですけど、当のクレームを言った人間に対して何かしましたか。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

先ほども申しましたけれども、同じ仲間同士での事案ということを確認いたしましたので、私から積極的に説明や弁明をする事案ではないという判断をいたしました。逆に、その後どうなったのというようなお話があれば、御対応を差し上げるということでございました。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

つまり、私がどうなったのということを聞かない限りは説明する気がなかったという認識でよろしいですか。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

11月6日にお話をいただいた際に、先ほど答弁でもお答えを差し上げましたように、必要な確認を行います。必要であれば指導を行います旨の返事を差し上げましたけれども、清水議員からその後のことについて報告を欲しいとか、私から差し上げるといった認識はございません。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

相手が何を求めているかというのを考えましょうとクレーム対応に書いてあるので、そこはやったほうがよかつたんでしょうね。規定をつくったところで、守れていなかったらマジで意味がなくて、仏作って魂入れずということわざがあるんで、1回調べてください。

あとは、Take-Miのことについてもお聞きして、施策についてのマネジメントをお聞きした

んですけど、資料として御嵩町事務決裁規程というのをいただいているんですけど、この中に  
Take-Miってどこかありましたか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

Take-Miという具体的な表現はないかと思います。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

では、どういう規程に基づいてTake-Miを運営されているのか、御説明願えますか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

一つの施策として対応しているという認識でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

もう一回お聞きしますね。

どういった規程に基づいて運営されているのか教えてください。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

先ほども答弁いたしましたように、一つの施策で一つの規定ということではなく、いろんな  
施策が絡みますので、それをこの場で、これとこれとこれとこれと今申し上げるような準  
備は整えておりません。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

先ほど御紹介したこの御嵩町事務決裁規程って、いろいろな施策について書いてあるので、

ここにないということはもうそういうことなのかなという。なので、例えばですけど、Take-Miで発信をいろいろされていると思いますけど、誰がチェックしているのかなというようなことだけ教えてもらっていいですかね。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

誰がチェック、まさにこの決裁規程によるものであります、ここにある決裁を取ってチェックをしております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

この決裁規程にTake-Miがないので聞いてるので、具体的にどこというのを言っていただけるとありがたいんですけど。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

先ほどTake-Miという言葉が載ってないということで、ちょっと誤解を生みましたが、この5のまちづくり課にすることの中に含まれているものでございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

5のまちづくり課にすること、1. NPO、ボランティア活動の推進にすること、2. ふるさと創生事業にすること、3. NPO等住民活動の支援にすること、4. 工業団地にすること、5. 誘致企業と地元住民との調整にすること、6. 商工業にすること、7. 観光にすること、8. 小口融資にすること、9. 小口融資審査会にすること、10. 計量にすること、11. 工業にすること、12. 雇用保険、職業安定及び労働にすること、13. 発明・考案にすること、14番、御嶽宿わいわい館にすること、15. 御嶽宿さんさん広場にすること、16番、個人版ふるさと納税にすること。どこにTake-Miがあるんですか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

主には観光に関することになります。

ただ、多岐にわたりますので、それぞれのことをTake-Miに表すときに、それぞれの項目において決裁が取れております。以上です。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

Take-Miに関することという規定をつくればいいだけじゃないんでしょうか。違いますか。教えてください。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

全てに関しますけど、一つの事業に関して全てここに項目として上げるということは、考えられないことでございます。以上です。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

先ほど言ったように、Take-Miって外部とも直接つながるようなツールなので、しっかりマネジメントしたほうがいいと思うので、規程をつくったほうがいいんじゃないかなという提案なんですけど、どうなんですか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

提案として伺いますが、今のところ考えはございません。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

つくっただけで、結局そういった規程もつくりずに運営しているのがどうかなと思うんですけど、マネジメントについて、今のこれ間違っていないかなというのがすごく思うところなの

で、1回町長の考えをお聞かせいただいてもよろしいですか。

議長（高山由行さん）

どうですか、町長、答えられないならそれで言ってもらえばいい。答えられますか。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問についてでございますけれども、包含的にいろんな取組の中に入っております。一度中身について個別具体に例示をしたほうがいいという判断かどうかかも含めて検討はしていきたいというふうに思います。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

規程がないと、本当に規程がなくやっているかのように見えてしまう。恐らく違うんですけど。逆に個別にTake-Miの規程ってつくってあったりしますか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

Take-Miに係る個別の規程はございません。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

まさかのお答えだったので。

取りあえずじゃあここの規程にもなくて、個別の規程もなく運用しているというふうに聞こえちゃうんですけど。

具体的にどれに添ってやっているのかということをもう一回言っていいですか。さっきの観光に関する事というのは、確かにそうかもしれないんですけど、観光に関する、Take-Miはそれだけじゃないですからね。ちょっといろいろと私も混乱してきたので、丁寧に教えてもらいたいです。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

先ほどの事務決裁規程の中の観光に含まれるということで御答弁を差し上げましたが、それ以上の詳細の一つ一つの事業についての規程ということであれば、それは必要に応じて作成をしていくということでありまして、現時点での御回答としては以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

では、現時点で規程は必要ないからつくっていないということでよろしいんですね。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

先ほど、最初の総務部長の答弁でもありましたけれども、このTake-Mi自体がほかの施策の中に包含されているということでございますので、そのように御理解をいただきたいということです。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

これ以上言ってもしようがなさそうなので、これで終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで、清水亮太さん的一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

それでは、議長にお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。

今日は大項目1項目、3点の質問をさせていただきます。

御嵩町では、昨年よりこども家庭センターが設置され、保育士、社会福祉士、保健師、公認心理師が在籍して、全ての妊娠婦、子育て世代、18歳未満の子供への相談と支援を広く行って、誰でも気軽に立ち寄って困り事を相談できるようになっています。これからも徐々に周知され、保育園、学校からの紹介、案内や自主的にも訪問できる子育て世代のよりどころとして有効に機能していくことを望んでいます。

最近、顔戸のぽっぽかんを訪れたとき、ことばの教室を恥ずかしながら初めてのぞかせても

らいました。このことばの教室は、私の子供が小さいうちからあります、設置当初の目的としては、言葉に障害のある児童の治療、訓練及び指導を行うという支援が受けられる場所ということです。私も認識不足でしたが、言葉に限らず、多岐にわたる就学前の幼児の成長に広く支援が行われているので、発達支援センターというように目的が明確に広く伝わるように、それも子育て世代に伝わるようにお知らせしたほうが、周囲にも理解が得られ、みんなで見守ることができるのではないかとも思いました。

ふだん子供の成長に対する親さんの不安は、もちろん各保育園、幼稚園などの先生には御相談されているとは思いますが、保育園、幼稚園の先生自身も保育経験の中から子供の発達への心配に気づいてくれますし、また町からの巡回訪問で気になるお子さんがあれば、施設を案内され、そこで個別に深く相談や対応を考えられ、発達支援の取組につながっています。大変この施設も充実しており、発達支援の先生がきめ細やかに親さんと子供のケアをされていて、大変心強いと感じました。

こうして幼児期支援の必要な子供たちは特別な支援を受けながら、またそのほかの子供たちも生活基盤、社会性を育み、伸び伸びと充実した園生活を整えていくわけですが、その後に小学校入学という、親にとっても子供にとっても大きく生活が変わる節目があります。未知の世界へ向かう不安は、親にとっても子供にとってもとても大きいと察します。

入学前の秋には就学時健診が行われます。この就学時健診に至って、初めて発達の課題が疑われることは少なからずあるのではないかと思います。この予期しない状況に対する親の動揺や不安は、また衝撃的なものだとも思います。

しかしながら、就学時健診時点で初めて状況を告げられても、学校入学の直前では、必要な支援が受けられたにもかかわらず、もう時間がなく、子供本人や親さんもそれはもどかしく、精神的にも大きな負担が生じるのではないかでしょうか。

といいますのも、本町での公的健診は1歳6か月、就園前の3歳までとなっています。実に就園後、専門家や医師による発達のチェックや相談機会が用意されていません。五、六歳の時期は、言語の理解能力や社会性が始まり、発達障害の認知される時期でもあり、この時期に初めて特性が目立ってくる子も多く、早期発見・早期支援のために、次なる就学までの中間のチェックは必要ではないでしょうか。保護者が子供の変化の状況を早く把握できれば、生活・保育の中での対応の仕方も分かるのではないかでしょうか。

国のガイドラインでも、就学時健診では視力、聴力、歯科などが中心で、言語、社会性、注意力、微細運動など、学校生活に直結する力の評価は限定的で、入学の可否、学校での配慮を検討するための健診であり、就学時健診では子供の発達を十分把握できないとも言っています。その子供の特性、変化の情報は、就学前、園内で子供の様子をいかに多く把握し、個々で伝え

るかが、今後スムーズな就学、またその先の適切な教育指導計画にもつながるものと考えます。

そこで、5歳児健診、必要性と導入について、3点質問させていただきます。

3歳児健診の後、就学まで公的な発達確認が御嵩町ではありませんが、子供の変化をどのような方法で把握し、それに対応する取組をしているか、またその根拠を明確にできるか。

2つ目は、変化が著しいこの3年のうち、中間健診の必要性について、町はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

3つ目、率直に、国でも推奨している5歳児健診に向けて実施する計画はあるか。

以上3点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（高山由行さん）

執行部に答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、可児さとみ議員の御質問にお答えする前に、5歳児健診に対する国の目標、目的、意義などを簡単に御説明申し上げます。

5歳児健診は、現在のところ母子保健法で義務化されておりませんが、国は2028年度、令和10年度までに実施率を100%にすることを目指し、普及を推進しているところでございます。同法で義務づけられているのは、1歳6か月児健診と3歳児健診のみであり、5歳児健診は一部の自治体で実施されておりますが、実施率は令和4年度で全国自治体の約14%、岐阜県内では令和7年度現在6市町村、14.3%となっております。

幼児期は、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健・医療・福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期であるとも言われております。そのため、5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることが5歳児健診の大きな目的となっております。

3歳以降に獲得する精神、言語、社会性の発達を評価できる機会でもあります。確認する状態として、例えば集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達でございます。子供の特性や状態に応じた支援につなげ、就学に向けて必要な支援体制を整備する上で重要なポイントとなります。

肥満や痩せなどの身体発育状況、睡眠覚醒リズム、食事・排せつなどの基本的生活習慣、家庭環境や養育状態等を確認する機会でもあります。就学に向けた生活習慣の見直しや、家庭状況に応じたサービス利用に結びつけるなどが可能となります。

それでは、いただきました御質問の1点目について、本町の現状をお示ししつつ、可児議員

への答弁を申し上げます。

本町保健センターでは、母子保健法に定められている1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、また法定健診のほか、必要に応じて乳幼児に対する任意の健診であります1か月児健診、3・4か月児健診、2歳歯科健診を実施しているところでございます。

議員の御指摘のとおり、3歳児健診以降は、健診という形で実施しているものはございませんが、これらの法定健診のほかに、7か月児相談、10か月児相談、4歳児相談を実施しております。そのうち4歳児相談は、今年度から5歳児相談とし、こども家庭センターで実施するなど、成長段階に応じた様々な相談、健診機会を設けており、これらを通じて子供の発達を継続的に見守る体制を整え、発達の偏りや課題の早期発見に努めております。

また、保育園や幼稚園等の保育現場において、日頃から保育士等が子供の一人一人の成長をきめ細やかに観察しております。発達が気になるお子さんについては、保護者への情報共有や助言のほか、町の巡回訪問等を通じて情報連携を図ることにより、早期からの切れ目のない支援につながるよう日々努めております。

中でも、年少対象の4歳児相談は、平成23年度から令和6年度まで実施してきた本町独自の事業であり、3歳児健診の事後フォロー、集団生活の適応状況等発達の確認と保護者の養育に対する不安の軽減を目的としております。必要に応じて公認心理師の相談を行うこともできます。

今年度は、就学の準備を始める契機として、5歳児アンケートと相談に変更し、就学に向けた適切な支援と安心につなげるかけ橋を目指しているところでございます。保健センター、こども家庭センター、保育士、幼稚園教諭と共に対応するよう体制を構築しております。専門職の配置等きめ細やかに対応することで、就学前における心身の健康課題や発達課題の早期発見・早期対応が可能となってまいります。子供が安心して小学校生活を迎えるための基盤整備、保護者の育児不安の軽減と支援体制の強化、包括的な子育て支援の推進、子供の発達についての保護者の理解を深め、相談の内容について就学先にも引継ぎを行い、途切れのない支援を行えるよう目指しております。

2点目の御質問、中間健診の必要性についての見解を答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、本町保健センターでは、法的に義務づけられている乳幼児健診に加え、本町独自の相談業務を行っております。3歳児健診以降、就学時健診までの期間は、子供の言語能力や社会性が著しく発達する期間でもあり、特性が顕在化しやすい非常に重要な時期であると認識しております。

こども家庭庁において、乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診の体制整備が必要とされてお

り、本町においても特に配慮が必要なお子様に対しては、早期介入の必要性を感じているところでございます。

最後、3点目の5歳児健診の実施について答弁申し上げます。

先ほど来申し上げていますとおり、本町独自の事業、4歳児相談を今年度から将来の5歳児健診を見据え、5歳児相談に変更しております。さらに、令和8年度から集団で行う5歳児相談の実施を検討しております。保健センター、こども家庭センターと共に、既に5歳児健診を実施している先進市町村へ視察にも行って、研究は進めているところでございます。

具体的な内容案をお示ししたいと思います。

まずは、保護者への事前アンケート、園との連携によるアンケートの分析・集計、関係者による事前カンファレンス、集団での相談会、園のクラスごとや全員を対象に行いたいと思います。そして、発達相談後の必要な支援へつなぐような体制をつくっていきたいと考えております。最終的には、令和10年度を目標に、医師を含めた5歳児健診の移行を目指しております。ただし、5歳児健診を実施するに当たっては、課題も山積みしております。例えば医師の確保、これは医師会との調整などが必要となってまいります。さらには、5歳児健診のスキームづくり、教育委員会との連携、またアンケートや問診の内容の検討、フォローアップ体制の整備、受診勧奨の基準を設定することも大きな課題だと言えます。

いずれにしましても、国の推奨している令和10年度における5歳児健診ができるよう、鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

3歳から就学までに、今のところ何も健診がないということで、でもこの時期は大きく発達の変化があるところなので、そこは必要性はとても認めていらっしゃるということで、5歳児健診に向けて、今視察もしていらっしゃるということなんですけれども、御嵩町は3歳児相談が独自ということで、結構今まで歴史もあるようで、それはとてもありがたいことなんだけれども、それは3歳児法定健診のフォローということで相談をやっていらっしゃるということを聞いていますが、3歳までの健診というのは、およそ身体を中心の、発育のほうの健診になると思うんですけど、これが今度は3年の間に、中間の5歳に行うということは、本当に情操とか社会性とか言語に対しても変化が現れるところなので、その3歳児相談を今度5歳児相談のほうに移行するということなんですけれども、どのように変化というか進化して行われる予

定なんでしょうか。3歳と5歳ではやっぱり違うと思うので、でも3歳の経験は御嵩町にはあるので、それを生かして5歳児相談というのはどのように変わってくるんでしょうか。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

今の可児議員の質問にお答えしたいと思います。

基本的には、今現在行っている4歳児相談をそのまま基軸にして進めてまいりたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

**議長（高山由行さん）**

5番 可児さとみさん。

**5番（可児さとみさん）**

今回の相談というのを、4歳児相談ですか。5歳児相談ですね。はい、いいです。

**議長（高山由行さん）**

を基軸にしてということでございます。

**5番（可児さとみさん）**

5歳児相談は、個別に令和7年度はやられるということですけれども、それは園において行われるんでしょうか。保健センターでやる、違いますね。集団ではないので、それぞれの園において相談を行われるんでしょうか。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

園単位で行います。以上です。

〔5番議員挙手〕

**議長（高山由行さん）**

5番 可児さとみさん。

**5番（可児さとみさん）**

園で相談となりますと、子供たちに接する保育士さんも違いますし、親さんも気づかないと、保育士と保護者さんの気づきを基に相談が進む、相談の材料になると思うんですけども、これが来年、その次の年の集団になると、その点で保育園でやっていたのと、集団になるので、どこが変わってきますか。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

まずはちょっと整理して御説明させていただきたいと思います。

対象は当然全員、園児・児童が対象になります。その中でアンケートや問診などを行って、そこでスクリーニングをかけてまいります。ふるいにかけて、その中で発達支援が必要な児童の方を対象に専門医につなげていくというような流れになってまいりますが、集団は集団遊びといって、集団で子供たちが協力をし合ったりとか、行動ができるかとか、そういうのを見守りながら、保健師や保育士などが判断をしていくということになります。以上です。

〔5番議員挙手〕

**議長（高山由行さん）**

5番 可児さとみさん。

**5番（可児さとみさん）**

分かりました。

令和10年度の健診に向けて、今そのように着々と準備を進めていらっしゃると思うんですけども、集団遊びの中で子供を見るという方法はよく分かりました。

そして、5歳児健診を行っているところに視察も行かれたということなんですねけれども、この相談と健診の違いについて、決定的に言える部分というのはどんなところがあると思われますか。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

今の御質問にお答えしたいと思います。

まずは健診と相談の違い、ここを明確に答弁させていただきたいと思います。

まず、医師が入るか否かではありますけれども、発達検査、発達支援のスキーム、導きとしては、同じ経路、同じプロセスをたどるものです。全児童に対してアンケートや問診などを行って、身近にいる保育士の意見や保健師、公認心理師による判断により、支援の必要な対象児をスクリーニングをまいります。保育士、保健師、心理師等の職員は、対象児の発達状況を確認して情報を共有し合い、関係機関、医療機関等に連携し、つないでいくことをやっておりますので、必ずしも相談、健診が大きく違うかということは、大きくはないかとは思っておりますが、健診が最終的に医師の判断であって、相談が医師の不在なものであっても、必要に応じて児童精神科の専門医につなげていくというスキームは変わっておりませんので、よろしくお願いします。

[5番議員挙手]

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

先ほど園によるもの、そして集団の中でということを聞いたんですけれども、その専門家につなぐには、やっぱり保育士さんの力量というのか、判断力というのか、そういうところが重要になってくると思うので、各園で行う、また集団の中で子供を見たとしても、同じ視点で検査しないといけないのではないかなと思って、そこら辺が健診とは違うかなと私自身は思っているんですが、今は健診に、この相談で代わり得ると思っていらっしゃいますか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

御答弁申し上げます。

代わり得るかどうかと言われますと、そこはちょっといろんなところで方式などが変わってくるかと思います。当然、先ほど申し上げたスキームだとか、受診勧奨、問診の状況など変わってくるとは思いますが、流れとして、そのプロセスとして発達支援が必要な児童に対してどういった支援が必要かというのほぼ変わってこないというふうに思っています。以上です。

[5番議員挙手]

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

今、発達支援とかできる、心配なお子さんたちが見つけ出せるみたいなところに注目されがちなんんですけど、やっぱり5歳児健診で、就学1年前ぐらいの変化が激しいときに、親さんとしても何か客観的な判断というか、それを聞いて安心できるというところがあると思うんですね、また同じ基準で。

心配な子だけが専門家につなげられるわけなんですけれども、これはやっぱり全員の子供たちを専門家の目で見て、正しく判断を親さんに伝えたり、保育士さんに伝えたり、その後の保育に生かせるわけなので、そのところが違うとは思うんですけども、それについてはどうなんでしょうかね。支援が必要な子たちが専門家につながれて支援につなげていくというのと、全員のお子さんを同じ基準で見て、専門家の目でも全員が見てもらえるという、そちらのほうが健診の意味があるところだと思いますけど、その点についてはどのように考えておられます

か。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

答弁申し上げます。

対象となる児童は全員です。その中でスクリーニングをかけて、必要な方に必要な支援を行う。必要なものであれば必要な専門医を相談する、導く、そういうプロセスになります。以上です。

〔5番議員挙手〕

**議長（高山由行さん）**

5番 可児さとみさん。

**5番（可児さとみさん）**

ちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども、支援の必要な子が専門家につなげられるということですよね、相談の場合は。相談の場合はそうだと思うので、私が言っているのは、全ての人が健診を受けて、そこにも専門家が全てに携わるのが健診じゃないかということで、やっぱりそこは健診と相談の違いというふうに私は受け取ってもよろしいんでしょうか。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

先ほどの答弁の繰り返しになって申し訳ないんですが、流れとしては同じです。全児童が対象になって、必要な方に対して専門医につなげると。全員が対象になります。以上です。

〔5番議員挙手〕

**議長（高山由行さん）**

5番 可児さとみさん。

**5番（可児さとみさん）**

全員が事前検査の下、専門家の見地も聞けるんでしょうか。支援が必要な子だけが、やっぱり健診もそうですか。ほかのところ視察へ行かれたときに専門家の所見はいただけるんですか、皆さんに。健診と相談、どうでしょう。

**議長（高山由行さん）**

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

全員の方を対象にスクリーニングします。その度合いはアンケートや問診、保護者の意見、

保育士であれば園の行動だとか言動だとか、そういうのを見て、発達支援の必要な児童について専門医に回すというプロセスになりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

つまり、健診が、医師が不在で、医師の所見は相談では聞けないというところ、そこは大きな違いですよね。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

先ほど申し上げた健診と相談の違いの中で、健診は医師がいる、相談は医師がいない。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

論点をまとめて質問してくださいね。

5番（可児さとみさん）

はい、すみません。

3歳児相談を踏まえて5歳児相談につなげて、今後5歳児健診に向かっているという御嵩町の状況なんすけれども、今年は園で相談、そして来年度は集団で相談ということになりました、課題が医師の確保とかスキームづくりというお話をされましたけれども、これはほかのところが独自に3歳児相談とかやっていないので、御嵩町は一步前に出ていると思うんですね。

5歳児相談をされるにも経験がありますから、スムーズに進むと思うんですけど、この健診へのハードルは非常に高いかもしれませんけれども、令和10年度と言わずに早めに、医師の確保などもとても大変だと思いますし、国の意向が令和10年度までにということなので、そういうことになれば、今、近隣市町村ではないと思うんですけど、健診をやっているところが。周りのスタートも切られると思いますので、ますます医師の確保など医師会との調整など難しくなると思うんですけども、それはその医師の調整についてスムーズに行うということになれば、近隣市町村と足並みをそろえるというようなスタンスなのか、より早く御嵩町は5歳児相談を踏まえて健診に向かおうとしているのか、その姿勢だけ教えてください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

**民生部長（中村治彦さん）**

元来、4歳児相談は町独自でやっておりまして、それが基軸、基本となって5歳児相談に移る、行く行くは5歳児健診に移行させていく。これはある意味、ホップ、ステップのホップの部分であると思います。基軸ができています、基盤はできていますので、令和10年度を目指していきたいと思っております。以上です。

[5番議員挙手]

**議長（高山由行さん）**

5番 可児さとみさん。

**5番（可児さとみさん）**

ありがとうございます。

相談から健診に向かうにも一足飛びにはいかないと思いますので、経験があるにしろ、これから努力をしていってもらいたいところです。

先ほども相談と健診の違いに関してちょっとこだわってしましたが、5歳児健診は相談でなく、健診という客観的に評価が加わると私は思っておりまして、この時期に子供の発達・成長状況を全員の保護者がしっかりと把握できるという点に非常に意義があるのではないかと思います。

支援が必要な子供を早期発見・早期支援というところ、早期介入というところは目的が達成できるとは思うんですけども、支援が必要な子供や家庭はもちろんですけども、全ての保護者が求める安心の制度というのが健診ではないかと思います。子供が生まれて、1歳児健診とか1歳半健診とか、そういうものはみんな、親はその子については初めてですので、出産後、やっぱり何も分からないし、不安だらけだと思うので、そういうときに公的な健診が町で用意されていると、とても安心なんではないかなと思います。

そして、5歳児健診が行われますと、最初に申し上げました就学についての不安、この子ちゃんとやっていけるのかしらという不安が、健診によって保育とか育児の方向性も決まってきますので、有効な就学につなげる重要なものだと思います。必要なときに必要な幼児健診が用意されていることは、安心して子育てできる町の条件でもあります。それこそ町のこども計画における切れ目のない支援につながると考えますので、健診導入の方向ということですけれども、着々と準備をして進めて、皆さん安心を守っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**議長（高山由行さん）**

これで、可児さとみさんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時45分とします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時45分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

---

議案の委員会付託

議長（高山由行さん）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第70号を質疑の上、民生文教常任委員会に付託したいと思います。

議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

3点ほど質問させていただきたいと思います。

こども誰でも通園制度は待ちに待った制度だと思いますけれども、御嵩町においては余裕活用型と一般型とあるわけですが、どちらの活用になるのかということと、あとファミリーサポート事業というのが御嵩町にはありますけど、今充実した形になって利用者も増えているということを聞いておりますが、そういうふたつがファミリーサポート事業との費用の比較といいますか、事業としての比較を教えていただきたいということと、あと月10時間というふうにこの条例の中でうたわれていますけれども、10時間というのは国の制度として決まっていることなのかということをお聞きしたい。3点お願いします。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 總合政策課長 繁繁泰浩さん。

福祉子ども課長（総合政策課長 繁繁泰浩さん）

ただいまの大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、余裕活用型と一般型のどちらになるのかということでございますが、今回のこの条例

に関しましては、事業者が事業を行う場合の基準ということになりますて、一般型は新規に定員を設けて実施する場合で、余裕活用型はもともとある定員の中で、その余裕の部分を使って行うというものでございますが、今、町内の保育事業者にアンケートを取ったところ、余裕活用型でやりたいという声があったということは聞いております。ただ、まだ申請等の手続はこれからということになりますので、実際どういう形で出てくるかはまだ把握しておりません。

それから、2つ目ですね。ファミリーサポートセンター事業との比較ということでございますが、費用面ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、令和7年度は先行実施の自治体がありますが、利用料300円を基準に施設ごとに決めてよろしいということですが、令和8年度以降につきましては、まだその辺りの基準が今後整理されてくるということで示されておりません。同程度となった場合ですと、乳児等通園支援事業で預かる時間とかも考えますと、こちらのほうが保護者から見ると費用対効果としては高いのかなというふうには考えております。

3点目ですが、月10時間ということにおきましては国の定めている基準でございまして、まずこの10時間を最低ということでやってくださいと聞いております。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ちょっと私も似たような御質問になるかもしれません、まず今、御嵩保育園で一時保育つてやっていますよね。今回のこども誰でも通園制度も、6歳児から1・2歳児ということで、ちょうど対象者もダブルということになってくるんですけども、そのすみ分けといいますか、利用者のニーズに応じたそういう使は分けといいますのはどのように行われていくかということをちょっとお聞きしたい。

それと、実際に6歳から2歳児までの、今現在保育園に通っていない子供さんたち、需要がどのくらい対象児童・乳児としてあるかということ。

それと、本町では来年の4月から、具体的にどのようなスキームで行われるか。場所、そういったことの想定もされておられるのか。

それと4点目に、保育士の不足というのは、今言われてきたんですけども、今後考えられていかないのか、その辺りの課題についてどのように対応していくのかということをお聞かせください。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 總合政策部長 織田泰浩さん。

福祉子ども課長（織田泰浩さん）

山田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、一時預かり事業との違いということでございますが、一時預かり事業につきましては、保護者の勤労形態などによって、家庭における保育が週3日を限度として断続的に困難になる場合、もしくは緊急時、入院等ですとか冠婚葬祭等で急遽保育をすることができなくなった場合等に使用が限定されるということがございます。一方、乳児等通園支援事業につきましては、こちらは理由のいかんを問わず利用できるということで、そこが違うということでございます。

あと、需要ということに関しましては、精査しておりませんので、単純にということになりますが、現在の3歳未満のお子さんの中から既に入園されてたり、入園希望があるという方を除きますと、おおよそ90人ほどが対象になってくるかと思います。

それから、保育士不足等々ということでございますが、今既に先ほど申しましたアンケートがあったということですが、その中で手を挙げている事業所については、余裕活用型をやりたいということ。それから、町で実施する場合も定員等の関係から余裕活用型になるであろうというふうに考えております。そうなりますと、保育士の基準としましては、現在いる保育士の中で対応が可能であると考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

もう一点ですが、具体的に申請者がどのような形で申請されて、町として認可して、どこで受入れをするのか、そういう想定はあるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 總合政策部長 織田泰浩さん。

福祉子ども課長（織田泰浩さん）

具体的なというところになりますと、今後の具体的な手続については、また規定等を整備していくところでございますが、まず保護者のほうから申請をしていただき、利用の認定をするという流れは、通常の保育と変わりありません。その上で、乳児等通園支援事業を実施する園ごとに空き定員が幾つあるかというところを公表しまして、その中で利用者が相手の園に対して、いつの何時間使いたいということを申請していくという流れになります。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番 (鈴木秀和さん)

すみません。

この条例の読み方がちょっとすごく難しくて、保育所って町がやっている保育所と、ここに書いてあるとおり、国・地方公共団体以外が事業を行う場合と、この2種類あるという大前提だと思うんですね。両方ともこの10時間の預かりはやるよと。ただ設備の基準は、その公共の以外にはこういう基準を定めますよという条例に読めるんですけど。ですから、そういう意味では、いわゆる町がやる以外の保育所に対する設備基準みたいな条例としか読めないんですけど、そういう意味合いの条例なんでしょうか。それとも10時間預かるという制度に対する条例なのか、ちょっとよく分からないので、簡潔に説明してもらっていいですか。

議長 (高山由行さん)

福祉子ども課長 總合泰浩さん。

福祉子ども課長 (総合泰浩さん)

この条例につきましては、民間事業者が行う事業の設備等の基準を定めるものとなっております。

なお、町が行う場合につきましては、内閣府令でこの基準が定められておりまして、そちらに従うということになります。以上になります。

議長 (高山由行さん)

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番 (谷口鈴男さん)

このような条例を制定すると、通常の保育園の入所規定等との整合性というのはどういう形になるのでしょうかね。

議長 (高山由行さん)

福祉子ども課長 總合泰浩さん。

福祉子ども課長 (総合泰浩さん)

通常の保育所等の入園の規定と、この乳児等通園支援事業の規定ということですけど、保育所につきましては定員がありまして、事前に申込みをしていただき、保育の必要性に応じて町のほうで認定していくという形になります。

一方、乳児等通園支援事業につきましては、入園という形ではなく、あくまで空いていると

ころを利用するという形になりますので、町が認定した後は、定員の空きのある事業所、もしくは町の園のほうに利用の申請をして使っていくという流れになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

入園規定というよりも、保育所へ入園する条件、例えば親が勤めておるとか、いろんな入所条件というのはあるんですが、その辺のところは今回の条例の特例との整合性はどういう形になるんですか。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 繁縁泰浩さん。

福祉子ども課長（繁縁泰浩さん）

乳児等通園支援事業につきましては、通常の保育の入園と違いまして、その利用のための条件がないということでございますので、基本的にはどんな理由があろうと、変な話、特に理由がなくても空きがあって利用の認定がされていれば利用できるということになります。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これで議案第70号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第70号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、この後、民生文教常任委員会をこの場所で開催していただきますようお願いします。

これにて散会といたします。次の本会議は12月12日に再開しますので、よろしくお願いします。御苦労さまでございました。

午前10時58分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 大 沢 ま り 子

